

市営住宅の入居者募集

☐=戸井支所 ☑=恵山支所 ☒=榎法華支所 ☓=南茅部支所

※印は、单身の方も申込みできます。
③は3人以上世帯が対象です。④は4人以上世帯が対象です。
⑤は告知事項があります

市営住宅

一般世帯向け住宅

団地名	規模	戸数
港2丁目	2LDK	2戸
深堀	3DK	2戸
花園	2LDK	1戸
③花園	3LDK	3戸
④花園	3LDK	2戸
※湯川（上湯川）	2DK・3DK	4戸
旭岡	3DK・3LDK	4戸
鍛冶2丁目、美原1丁目	3DK	各1戸
☑※釜谷東、☑※浜町西	3LDK	各1戸
☑※豊浦、☑※恵山第一	3LDK	各1戸
☒※新浜町	3LDK	1戸
☓※東海	3DK	1戸

特定目的住宅

この住宅は抽選ではなく、年齢・障がいの程度などの実態を調査して入居者を決定します。

団地名	規模	戸数
[子育て世帯向け]中学校修了前児童を扶養している者		
旭町	2LDK	1戸
③田家A	3LDK	2戸
④クレストコート松風	3LDK	1戸
旭コート松風の入居期限は、平成39年3月31日まで		
団地名	規模	戸数
[高齢者・障がい者世帯向け]		
港2丁目⑤、日吉3丁目⑤	2LDK	各1戸
※日吉3丁目⑤	1LDK	1戸
[高齢者・障がい者・母子・父子・低所得世帯向け]		
※日乃出改良	2DK	2戸

市営特定公共賃貸住宅（随時受付）

月額所得 158,000～487,000円の世帯が対象

団地名	規模	戸数
豊川	3LDK	1戸
豊川	4LDK	1戸
弥生	3LDK	2戸
☑※小安西	1LDK	1戸
☑小安西	3LDK	2戸

◆公社（亀田支所2階）階段の昇降が困難な方は、1階の臨時窓口で受付します。
◆申込に必要な書類等は募集案内をご覧ください。申込には印鑑が必要です。

募集期間 4月2日(月)～6日(金)

申込受付場所 ・住宅都市施設公社 午前8時45分～午後5時半 ・市役所1階市民ホール 午前8時45分～午後5時

・4支所の公社窓口
 ☐戸井支所 4月4日(水) 午前10時～正午
 ☑恵山支所 4月4日(水) 午後1時半～3時半
 ☒南茅部支所 4月5日(木) 午前10時～正午
 ☓榎法華支所 4月5日(木) 午後1時半～3時半

公開抽選 4月10日(火) 午後2時 中央図書館大研修室

お問合せ 住宅都市施設公社 ☎40-3602 ☒ http://www.hakodate-jts-kosya.jp/

子育て世帯への家賃補助 ヤングファミリー住まいりんぐ支援事業

補助対象地区に転居した子育て世帯を対象に、家賃の一部を補助します。

対象地区（町名） 入舟、船見、弥生、弁天、大、末広、元、青柳、谷地頭、住吉、宝来、東川、豊川、大手、栄、旭、東雲、大森、松風、若松、千歳、新川、上新川、海岸、大縄、松川、万代、亀田、大川、田家、白鳥、八幡、宮前、中島、千代台、堀川、高盛、宇賀浦、日乃出、的場、時任、杉並、本、梁川、五稜郭、柳、松陰、人見、金堀、乃木、柏木

主な補助要件 ①対象地区に転入して1年以内の中学校卒業前の子がいる世帯

②28年5月10日以降に対象地区に転入した夫婦で第1子が誕生して1年以内の世帯

※ 対象地区外に1年以上居住し、対象地区内の耐震基準を満たした民間賃貸住宅（住戸面積40㎡以上）に居住する世帯所得が月額31万3千円以下の世帯であること

補助月額 勤務先から支給される住宅手当等を除いた実質家賃負担額（月額）のうち、3万円を超える部分の金額（1万5千円を限度）

補助期間 子が中学校を卒業するまで（最長16年間）

お問合せ 住宅課 ☎21-3385

30年度は3年に一度の固定資産の評価替え

評価替えの状況【土地（宅地）の評価額】

27年度と同様、評価の均衡を図るため、地価公示価格等の7割を目途に評価替えを行った結果、全市平均で0.9%評価額が下がります。各用途地区別の平均では、商業地区は約0.8%、住宅地区は約0.7%、工業地区は約2.1%、観光地区は約0.6%評価額が下がります。

評価替えに伴う税負担

土地の固定資産税

課税の公平の観点から、負担水準が一定の水準を上回る土地（住宅用地以外60%）は引き下げや据え置きとなりますが、下回る土地は税負担を上昇させ、均衡化を促進する措置が講じられています。

今回の評価替えにより評価額が下がった土地は、負担水準の高い土地では税額が引き下げまたは据え置きとなる一方、負担水準の低い土地では一定の水準に達するまで税額が上昇します。（負担水準等については、4月中旬に送付する納税通知書等でご確認ください。）

家屋の固定資産税

家屋の評価替えに伴う税負担については、構造・用途ごとに差はありますが、例として、木造家屋はおおむね平成6年以降、非木造家屋（鉄骨造）はおおむね昭和53年以降に建築された住宅は減額となり、それ以前に建築された住宅は前年度と同額となります。

お問合せ 税務室資産税担当▷土地 ☎21-3226

▷家屋 ☎21-3225